

防府市ごみステーションの設置及び管理に関する要綱

令和2年1月6日制定

(目的)

第1条 この要綱は、家庭系廃棄物の集積を行う場所の設置及び維持管理について必要な事項を定めることにより、安全かつ効率的なごみの収集作業及び市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭系廃棄物 防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(平成8年防府市条例第27号) 第2条第4号に規定する廃棄物をいう。

(2) ごみステーション 市が家庭系廃棄物を定期的に収集するまでの間、各家庭から持ち出された家庭系一般廃棄物を一時集積しておくための場所であって、第3条に規定する承認基準等に適合していると市長が認めたものをいう。

(3) 宅地開発地 新興住宅地や分譲住宅地など開発等により、一戸建ての住宅が集合した区域をいう。

(4) 宅地開発地ごみステーション 主に宅地開発地に居住する者の用に供するため、当該宅地開発地に設置されるごみステーションをいう。

(5) 開発事業者 宅地開発地を整備する事業者をいう。

(6) 集合住宅 一つの建物の中に、複数の住居がある形式の住宅を指し、マンションやアパートなどをいう。

(7) 集合住宅ごみステーション 主に集合住宅に居住する者の用に供するため、当該集合住宅に設置されるごみステーションをいう。

(8) 一般住宅地 集合住宅及び宅地開発地以外の住宅地をいう。

(9) 一般住宅地ごみステーション 一般住宅地に設置されるご

みステーションをいう。

- (10) 開発行為の許可 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の許可をいう。
- (11) 自治会 自治会に対する事務委託及び助成等に関する規則（昭和51年防府市規則第10号）第2条第1項に規定する自治組織をいう。

(承認基準等)

第3条 ごみステーションを設置しようとする場合は、次に掲げる承認基準のいずれにも該当しなければならない。ただし、地域性及び地理的条件を考慮し、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) ごみステーションの利用戸数が、10戸以上であること。
ただし、不燃ごみ及び資源ごみ、危険ごみステーションについては、原則として1つの自治会につき1か所とする。
- (2) ごみ収集車が容易に通行でき、周囲を通行する歩行者や、車の安全が確保できる場所であること。
- (3) 原則としてごみ収集車が通り抜けできる場所であること。
ただし、安全に方向転換できる場合はこの限りでない。
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条及び第45条に規定する停車及び駐車を禁止された場所でないこと。
- (5) 急勾配やカーブを極力避けた場所であること。
- (6) 利用者が安全にごみの排出ができる場所であること。
- (7) ごみの収集作業が安全に行うことができる場所であること。
- (8) ごみステーションとして使用することにより周囲の構築物等を損傷する危険がないこと。
- (9) ごみステーション設置場所の土地所有者及び当該設置場所に隣接する土地所有者の承諾を得ていること。
- (10) 収集の際、私道（登記地目が公衆用道路の場合を除く。）を通行する必要がある場合は、当該私道の所有者の承諾があること。

(11) 市長が収集に支障がないと判断した場所であること。

- 2 ごみステーションの場所、形状等の変更をしようとする場合は、前項第2号から第11号までに掲げる承認基準のいずれにも該当しなければならない。ただし、地域性及び地理的条件を考慮し、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 市長は、前2項の場合において、その基準を満たしているかを確認するため、ごみステーションを設置しようとする場所等の調査を行うものとする。この場合において、必要があると認めるとときは、当該ごみステーションの設置者又は管理者に対して、立会いを求めるものとする。

(協議を要するごみステーションの設置等)

第4条 宅地開発地の新たな整備に伴い、宅地開発地ごみステーションを設置する場合又は既存のごみステーションを利用する場合には、開発事業者は家庭系廃棄物の分別区分ごとの排出場所について、当該住宅の所在地の自治会長と協議した上で、宅地開発地・集合住宅ごみステーション（設置・利用）協議書（第1号様式）にごみステーションの位置図並びに前条第1項第9号及び第10号の承諾を受けたことが確認できる書類（ごみステーションを設置する場合に限る。）を添えて市長に届け出るものとする。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する協議書は、宅地開発地における開発行為の許可を要する場合には当該許可申請日までに、開発行為の許可を要しない場合には当該開発行為をする日までに市長に届け出るものとする。
- 3 前2項の規定は、集合住宅の設置に伴い、集合住宅ごみステーションを設置する場合又は既存のごみステーションを利用する場合について準用する。この場合において、第1項中「開発事業者」とあるのは「集合住宅の所有者又は管理者」と読み替える。

(ごみステーションの新設に係る届出)

第5条 自治会長は、一般住宅地ごみステーションを新たに設置しようとする場合には、収集の開始を希望する日の15日前までにごみ

ステーション（新設・変更・廃止）届出書（第2号様式）にごみステーションの位置図並びに第3条第1項第9号及び第10号の承諾を受けたことが確認できる書類を添えて、市長に届け出るものとする。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は宅地開発地ごみステーションの新設について準用する。この場合において、同項中「自治会長」とあるのは「自治会長又は開発事業者」と読み替える。
- 3 第1項の規定は集合住宅ごみステーションの新設について準用する。この場合において、同項中「自治会長」とあるのは「自治会長又は集合住宅の所有者若しくは管理者」と読み替える。

（ごみステーションの変更又は廃止に係る届出）

第6条 ごみステーションの変更又は廃止をしようとする場合には、当該ごみステーションの場所、形状等の変更又は収集の終了を希望する日の15日前までにごみステーション（新設・変更・廃止）届出書（第2号様式）に当該ごみステーションの位置図並びに第3条第1項第9号及び第10号の承諾を受けたことが確認できる書類を添えて市長に届け出るものとする。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の届出は届出時にごみステーションを管理している者（自治会長、開発事業者又は集合住宅の所有者若しくは管理者）が行うものとする。

（収集の通知等）

第7条 市長は、前2条に規定する届出書を受理したときには、当該ごみステーションの新設、変更又は廃止が適当であるかを審査し、その結果を、当該届出をした者（次項において単に「届出者」という。）に対し通知するものとする。

- 2 届出者は、前項の規定による通知があるまでは、ごみステーションの新設、変更又は廃止を行ってはならない。

（ごみステーションの管理）

第8条 ごみステーションを管理する者は、当該ごみステーションを

適切に管理するとともに、利用する者と協力して、ごみステーション及び周辺の環境美化に努めるものとする。

- 2 ごみステーションを利用する者は、当該ごみステーションの管理に協力するとともに、ごみを適正に排出し、ごみステーション及び周辺の環境美化等に努めるものとする。
 - 3 ごみステーションの運用その他の事項に関して紛争が生じたときは、管理者及び利用者の責任において、その解決を図るものとする。
- (改善指導)

第9条 市長は、家庭系廃棄物の収集等に支障が生じるおそれがあると認めるときは、ごみステーションの管理に関し、その管理者に必要な指導を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

宅地開発地・集合住宅ごみステーション（設置・利用）協議書

年　月　日

(宛先) 防府市長

開発事業者等 住所（所在地）

代表者 氏名

電話番号

担当者 氏名

防府市ごみステーションの設置及び管理に関する要綱第4条の規定により、下記のとおりごみステーションの（設置・利用）について協議します。

記

設置又は利用場所	防府市
建物の名称 ※集合住宅の場合	
利用予定戸数	戸
利用開始予定日	年　月　日
ごみステーションの位置 ※分別区分ごとの排出場所が分かる図面を添付してください。	別添ごみステーションの位置図のとおり
自治会確認欄	上記ごみステーションの設置又は利用について協議しました。 自治会名 会長（代表者）氏名 印

※添付書類

- 1 ごみステーションの位置図
- 2 土地所有者等の承諾を受けたことが確認できる書類（ごみステーションを設置する場合）

処理
受付印

ごみステーション（新設・変更・廃止）届出書

年　月　日

(宛先) 防府市長

届出者 団体名

住所（所在地）

会長（代表者）氏名

電話番号

担当者氏名

ごみステーションの（新設・変更・廃止）をしたいので、防府市ごみステーションの設置及び管理に関する要綱（第5条・第6条）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出理由	
届出事項 ※該当する項目にチェックをしてください。	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ・プラスチック製容器包装（ <input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 変更・ <input type="checkbox"/> 廃止） 収集又は廃止希望日： 年　月　日から <input type="checkbox"/> 資源ごみ・危険ごみ（ <input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 変更・ <input type="checkbox"/> 廃止） 収集又は廃止希望日： 年　月　日から <input type="checkbox"/> 不燃ごみ（ <input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 変更・ <input type="checkbox"/> 廃止） 収集又は廃止希望日： 年　月　日から
利用予定戸数 ※新設の場合のみ記入してください。	戸
ごみステーションの位置	別添ごみステーションの位置図のとおり（自治会名： ）

※添付書類

- 1 ごみステーションの位置図
- 2 土地所有者等の承諾を受けたことが確認できる書類（宅地開発地・集合住宅ごみステーション設置協議書に添付している場合又はごみステーションの廃止による届出の場合は除く。）